

令和6年度（2024年度）定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

楳法華支所

(2) 対象事務

令和6年（2024年）4月1日から令和6年11月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和6年12月25日から令和7年（2025年）5月15日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

ア 予算の執行

函館市港湾施設管理条例（平成12年条例第38号）の別表第2では、椴法華港の使用料等について、物揚場使用料はけい留期間および船舶の総トン数、船揚場使用料は使用日数および占有面積により定めているが、椴法華支所では、総トン数5トン未満の船舶にかかる船揚場使用料において、占有面積にかかわらず、同条例第12条第1項の減免規定を用いて物揚場使用料と同額の6,495円に限度額を設定し、対象となる船舶について全て一律に6,495円を徴収していた。

このことは、椴法華港が漁業者も利用する地方港湾であり、同一の港内を使用する総トン数5トン未満の船舶の使用料において、船揚場と物揚場で差異が生じないように取扱ったものと思料されるが、本来徴収すべき金額と異なる一律の使用料を徴収することは、条例の趣旨に照らし適当とは言えないことから、条例の規定に基づき使用料を徴収されたい。また、条例が実態と乖離しているのであれば、必要に応じて条例を改正することも検討されたい。